

議案第53号 小松島市介護保険条例の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

介護保険法の改正により、公費を投入して低所得者の第1号被保険者の保険料軽減強化を行うこととされたことから、介護保険料の所得段階が第1段階に該当する者に対する平成27年度から平成29年度までの保険料について、基準額に乘じる割合を0.5から0.45に引き下げるもの。

今回改正による軽減前の保険料（年額） 31,680円 → 今回改正による軽減後の保険料（年額） 28,510円

小松島市介護保険条例(平成12年小松島市条例第12号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
(保険料率) 第4条 略	(保険料率) 第4条 略 <u>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料減額賦課に 係る平成27年度から平成29年度各年度における保険料率は、同号の 規定にかかわらず、28,510円とする。</u>	追加
(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった 場合) 第6条 略	(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった 場合) 第6条 略	
3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ(同号に規定する 老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除 く。), 口若しくはハ, 第2号口, 第3号口, 第4号口, 第5号口, 第 6号口, 第7号口, 第8号口又は第9号口に該当するに至った第1号被 保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の	3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ(同号に規定する 老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除 く。), 口若しくはハ, 第2号口, 第3号口, 第4号口, 第5号口, 第 6号口, 第7号口, 第8号口又は第9号口に該当するに至った第1号被 保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の	

前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号から第5号まで又は第4条第6号から第10号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。

前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号から第5号まで又は第4条第1項第6号から第10号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。

改正